



前略 さる二月十七日夜、貴兄より電話をい  
 たたき、「太陽風交点」を今月中に文庫とし  
 て発行するとういう通知を受けました。あまり  
 にも急な連絡であり、小生としては返事に窮  
 しておりました。一日考えました結果、や  
 はり了承しおゆる話であり、ここにお知らせ  
 申し上げます。理由としましては、「太陽風  
 交点」はすでに徳間書店と出版契約を交して  
 あり、三月五日発行予定で作業が進められて  
 おります。契約に至るまでの経緯および小生  
 の心境につきましましては、必要があればお知ら  
 せいたしますが、著者としては徳間文庫なら  
 ぬ

号の発行を希望している点はここに明記いたし

昭和...

ます。

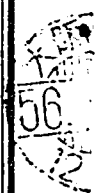
なお、徳間書店との契約につき、その内容の一部につき小生から説明する必要を感じますので、以下補足いたします。契約書には著作物の独占的使用の項があり、この点につき、小生から一五十六年九月以後、早川文庫での出版はこれを妨げないことを申し入れておきます。これは貴社・細井氏との口頭での約束を尊重したものです。

昨年十二月、細井氏が来宅されましたが、主な用件は、氏が小生の文庫出版の担当者であることの確認、および拙著「梅田地下オデッセイ」の発行が遅れていることについてのこと

1946

5555

乙



情説明でした。その席上、「太陽風交点」を  
早川文庫に収録したいという話があり、一応  
了承の意を伝えてあります。なお、この時の  
話では、発行時期は五十六年秋頃であり、解  
説者は変更することになつてあります。また  
出版権の独占等につきましては一切話をして  
ありません。

徳間書店との契約に当つては、二のような事  
情を十分に配慮したつもりですが、今回の貴  
兄の突然の連絡は、小生にとりましてまことに  
不本意なものであり、了承し兼ねるもので  
す。まず、小生の担当者が細井氏より貴兄に  
変うれたのをおどうも連絡を受けおあらず、こ

の文書も、貴兄宛にするのが適当なめ不迷う  
のですが、「今月中に発行する」という連絡  
に対する返事ですので、貴兄宛に書いてあり  
ます。また、よしんば正式に出版契約を結ん  
だ上での発行としても、著者校正がなく、装  
丁・解説についての相談がまゝ、たくなのとい  
うのはどう考へても非常識であり、万一にも  
不本意な形で発行された場合を考へますと、  
たいへん心配になります。

口頭での約束、電話による連絡の不手際など  
から誤解が生じることを小生としては心配し  
ており、また、勤務等の事情から連絡がとり  
にくい事情もあり、先日のご通知の件、文書



乙  
であ断り申し上げる次第です。なお、今後、  
（小生は昨年十月以来さうしているつもりで  
すが）同様の理由により、連絡は書面にてお  
願いしたく、あわせてご連絡する次第です。

昭和五十六年二月十九日

大阪市大淀区豊崎五-五-二四一 堀晃

早川書房株式会社 七〇二

今岡清様

東京都千代田区神田多々町二-二 早川書房

この封筒は郵便物として送付したことを証明します

書留内容証明郵便物として送付したことを証明します

大阪中央郵便局長

4804988



5555